

第 31 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎		
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

19	岡本 敏美				

その他の出席者（5名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 2名

議案

議案第 690 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 691 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 692 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 31 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第31回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、10番 高橋正彦委員、13番 田部委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第690号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 　議案第690号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、575㎡で、ございます。取得後は野菜・果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、221㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていた

だきます。

議案第691号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第691号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。

1番、畑、271㎡で、農家住宅でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、田、375㎡で、建築業資材置場でございます。

農地の区分は、宅地化が進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるものに該当し、第2種農地と判断します。

許可区分は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても、事業の目的を達成できない場合に該当します。

3番、田、710㎡のうち、210㎡で、農業用倉庫・車庫でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

4番、田、485㎡のうち、358㎡で、農家住宅（離れ）でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

5番、田、畑、2筆合わせて、233㎡で、建築業資材置場でございます。

農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になってない小集団の農地に該当し、第2種農地と判断します。

許可区分は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても、事業の目的を達成できない場合に該当します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第692号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第692号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

4件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、3筆合わせて、429.95㎡で、分家住宅でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、田、698㎡で、一般個人住宅でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,224㎡で、建築業資材置場でございます。

農地の区分は、宅地化が進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるものに該当し、第2種農地と判断します。

許可区分は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても、事業の目的を達成できない場合に該当します。

4番、賃貸借権によります、田、323㎡で、新幹線高架下メンテナンス工食用道路及び作業場でございます。

農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和8年2月16日から令和9年2月28日まででございます。

許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第31号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第31号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、598㎡で、共同住宅でございます。

2番、田、3筆合わせて、1,769㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、14件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、271㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,086㎡で、長屋住宅でございます。

4ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,106㎡で、建設業従業員駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、1,190㎡で、中古車買取・販売業車両置場でございます。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、403㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、165㎡で、宅地分譲でございます。

9番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、852㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、688㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、522㎡で、宅地分譲でございます。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、34㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、438㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、350㎡で、製造業従業員用駐車場でございます。

15番、所有権移転によります、田、29㎡で、製造業従業員用駐車場でございます。

16番、所有権移転によります、田、745㎡で、貸駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

17 番、田、10 筆合わせて、7,081㎡でございます。

18 番、田、畑、4 筆合わせて、1,760㎡でございます。

地域計画の策定につきましては、報告者を交代します。

19 番の地域計画の策定についてですが、お手元の別紙1をご覧ください。

さらに、別紙1の他に、各委員さんの机上には、担当エリアの目標地図を配布させて頂いております。

農業経営基盤強化促進法等の改正法により、各市町村は地域計画を定めることが法定化され、この地域計画策定に関し、農業委員会は、目標地図の素案を作成することとされております。

さらには、当該計画は、これで終わりではなく、地域の実情に合わせて随時見直しをしていくとされております。

これにより、今年度、各地区におきまして、連携会議や検討会を経て、変更確定した当市における地域計画の概要でございます。

別紙1をご覧ください。

一覧表ですが、左から、地区名、各地区の検討会における委員の氏名及び役割を記載しております。

まず、薄い黄緑色で着色している地域は、現在の目標と、全く変更がなかった地域でございます。

このため、当該地区については、昨年为目标地図と同じとなります。

水色で着色している地域は、数値に変更があるものの、わずかなため、違いが表に現れない地域でございます。

変更箇所は、赤で表示しております。

表の項目について説明させていただきます。

地域計画対象面積は、地域計画に位置付けした農地面積でございます。

次に、農用地区域内の面積を記載しておりますが、こちらは概ね地域計画対象面積と一致します。

担手引受意向面積は、将来において担い手が行う意向のある面積で、連携会議や検討会を経て、新たにゾーニングした面積が該当します。

現状の集積率、これは、当初地域計画の集積率となっております。

次に、将来の目標集積率は、当初地域計画作成年度における認定農業者による集積面積に、認定農業者が引受意向面積を加えた数値を基に、算出している数値でございます。

最後に、目標地図に位置付ける者の数につきましては、各地域の目標地図に記載の担い手の数を記載しております。

この度、市から変更した地域計画を定めるに際し、農業委員会の意見徴収が必要との事でございますが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の11の5によりますと、

「農業委員会が作成した素案通りに目標地図が作成されている場合は、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理することができる。」との規定に基づき、当市に於いては市内全地域、各地区検討会におきまして、農業委員、推進委員が参画して地域計画を策定していることから、原案のとおり同意する旨を報告事項とさせていただきます。

今後につきましては、原案のとおり同意の後、市に於いて、地域計画案の公告をして、2週間の縦覧期間を経て、3月中頃、正式に地域計画の公告との運びとなります。

今年度につきましては、この計画で確定となりますが、来年度以降につきましても、年1回以上の見直しをかけていくこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他なにかございせんか。

事務局 審査請求の関係でございせんが、先月1月27日付けで、情報公開審査会から答申がございせん。

詳細につきましては、次回の定例会の議題に諮らせて頂きますが、審査会として、公開すべき部分について結論付けておひます。

そのため、次回の定例会では、この答申に基づいて採決するのんか、それと異なる裁決をするのんかをご審議いただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

以上でございせん。

議長 これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時26分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和8年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者